

議案第 14 号

狭山市建築審査会条例の一部を改正する条例

狭山市建築審査会条例（平成 13 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「組織」の次に「、委員の任期」を加える。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条の見出しを「（意見の聴取等）」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とする。

第 3 条第 3 項第 1 号中「法」の次に「（他の法令において準用する場合を含む。）」を加え、同項第 2 号中「第 9 4 条第 1 項」を「第 9 4 条第 1 項前段」に改め、同項第 4 号中「会議に付議する」を「調査審議するべき」に改め、同条を第 4 条とする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 3 項第 1 号及び第 4 号並びに第 6 条の改正規定は、公布の日から施行する。

平成 28 年 2 月 24 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による建築基準法の改正に伴い、狭山市建築審査会の委員の任期に係る規定を加えるとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。